

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成22年10月14日(2010.10.14)

【公開番号】特開2008-160796(P2008-160796A)

【公開日】平成20年7月10日(2008.7.10)

【年通号数】公開・登録公報2008-027

【出願番号】特願2007-236810(P2007-236810)

【国際特許分類】

H 04 R 1/10 (2006.01)

H 01 M 2/10 (2006.01)

【F I】

H 04 R 1/10 1 0 1 Z

H 04 R 1/10 1 0 1 B

H 01 M 2/10 U

【手続補正書】

【提出日】平成22年8月31日(2010.8.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

使用時に使用者の頭に係合するように形成された第1の側部、および前記第1の側部とは反対側の第2の側部を有する筐体と、

電池を受け入れて格納する前記筐体の前記第2の側部の凹部と、

電池扉と、

前記筐体の前記第2の側部に前記電池扉をスライド移動可能に係合させる手段とを備え、

前記スライド移動可能に係合させる手段が、前記凹部が使用者にアクセス可能となる第1の開位置、および前記凹部が前記電池扉で覆われる第2の閉位置に、前記電池扉の位置決めを可能とするように構成されてなるヘッドセット用のイヤーカップ組立体。

【請求項2】

背景ノイズを能動的に低減する手段を備える請求項1に記載のイヤーカップ組立体。

【請求項3】

前記電池扉を前記第2の閉位置に選択的に保持する手段を備える請求項1または請求項2に記載のイヤーカップ組立体。

【請求項4】

前記電池扉を前記第1の開位置に選択的に保持する手段を備える請求項1から請求項3のいずれか1項に記載のイヤーカップ組立体。

【請求項5】

前記筐体の前記第1の側部は実質的に平坦であり、前記電池扉をスライド移動可能に係合させる手段は前記筐体の前記第1の側部に実質的に平行な平面において前記電池扉をスライド移動させるように構成されてなる請求項1から請求項4のいずれか1項に記載のイヤーカップ組立体。

【請求項6】

前記電池扉をスライド移動可能に係合させる手段は、前記電池扉を回転スライド移動させるように構成されてなる請求項1から請求項5のいずれか1項に記載のイヤーカップ組

立体。

【請求項 7】

前記電池扉をスライド移動可能に係合させる手段は、前記電池扉を直線的にスライド移動させるように構成されてなる請求項 1 から請求項 6 のいずれか 1 項に記載のイヤーカップ組立体。

【請求項 8】

前記電池扉をスライド移動可能に係合させる手段は、前記筐体の前記第 2 の側部の表面と交差するように前記電池扉をスライド移動させるように構成されてなる請求項 1 から請求項 7 のいずれか 1 項に記載のイヤーカップ組立体。

【請求項 9】

前記電池扉は、これが前記第 2 の閉位置にあるとき、前記筐体の第 2 の側部の少なくとも一部を覆うように構成されてなる請求項 1 から請求項 8 のいずれか 1 項に記載のイヤーカップ組立体。

【請求項 10】

前記筐体の第 2 の側部の少なくとも一部は、前記凹部の少なくとも一部を含む請求項 1 から請求項 9 のいずれか 1 項に記載のイヤーカップ組立体。

【請求項 11】

前記電池扉は、前記第 2 の閉位置にあるとき、前記筐体の前記第 2 の側部の実質的に全体を覆うように構成されてなる請求項 1 から請求項 10 のいずれか 1 項に記載のイヤーカップ組立体。

【請求項 12】

前記電池扉は、前記第 2 の閉位置にあるとき、前記電池扉の少なくとも一部が前記筐体の前記第 2 の側部の少なくとも 1 つの縁部からはみ出してなる請求項 1 から請求項 11 のいずれか 1 項に記載のイヤーカップ組立体。

【請求項 13】

前記筐体内部にラウド・スピーカを内蔵してなる請求項 1 から請求項 12 のいずれか 1 項に記載のイヤーカップ組立体。

【請求項 14】

請求項 1 から請求項 13 のいずれか一項に記載の第 1 のイヤーカップ組立体を備えるヘッドセット。

【請求項 15】

第 2 のイヤーカップ組立体を備える請求項 14 に記載のヘッドセット。

【請求項 16】

請求項 1 から請求項 13 のいずれか 1 項に記載の第 2 のイヤーカップ組立体を備える請求項 14 に記載のヘッドセット。

【請求項 17】

前記第 1 のイヤーカップ組立体が連結されるヘッドバンドを備える請求項 14 から請求項 16 のいずれか 1 項に記載のヘッドセット。

【請求項 18】

前記第 1 のイヤーカップ組立体が、第 1 のヨーク組立体を介して前記ヘッドバンドに連結されてなる請求項 17 に記載のヘッドセット。

【請求項 19】

前記第 2 のイヤーカップ組立体が前記ヘッドバンドに連結されてなる請求項 15 または請求項 16 に従属するときの請求項 17 、あるいは請求項 15 または請求項 16 に従属するときの請求項 18 に記載のヘッドセット。

【請求項 20】

前記第 2 のイヤーカップ組立体が第 2 のヨーク組立体を介して前記ヘッドバンドに連結されてなる請求項 19 に記載のヘッドセット。

【請求項 21】

前記第 1 のイヤーカップが前記第 2 のイヤーカップに通信可能におよび / または電気的

に結合されてなる請求項 15 または請求項 16、あるいは請求項 15 または請求項 16 に  
従属するときの請求項 17 から請求項 20 のいずれかに記載のヘッドセット。